両立支援等助成金の活用

福井労働局 雇用環境・均等室

両立支援等助成金とは

労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度の導入や取組を行う事業主等に対して助成するものです。複数のコースがあります。

<助成金の種類>

- ① 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)
- ② 育児休業等支援コース
- ③介護離職支援防止コース
- ④ 再雇用者評価処遇コース(カムバック支援助成金)
- ⑤ 女性活躍加速化コース

出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに 取り組み、育児休業や育児目的休暇を取得した男性労働者が生じた事業 主に支給します。

		中小企業	中小企業以外
1	1人目の育休取得	57万円<72万円>	28.5万円<36万円>
٠	個別支援加算	10万円<12万円>	5万円<6万円>
2	2人目以降の育休取得	a 育休 5日以上: 14.25万円<18万円> b 育休14日以上: 23.75万円<30万円> c 育休1か月以上: 33.25万円<42万円>	a 育休 14日以上: 14.25万円<18万円> b 育休1か月以上: 23.75万円<30万円> c 育休2か月以上: 33.25万円<42万円>
	個別支援加算	5万円<6万円>	2.5万円<3万円>
3	育児目的休暇の導入・利用	28.5万円<36万円>	14.25万円<18万円>

支給額<>内は、生産性要件を満たした場合の支給額(詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。)

おもな要件

<男性労働者の育児休業取得(1年度に10人まで)>

- ●男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作り(※)のため、★(下記例参照)取組を行うこと。
- ●男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する連続14日(中小企業は連続5日)以上の育児休業を取得すること。(※育児休業期間が5~14日未満の場合は所定労働日が4日以上、育児休業期間が14日以上の場合は所定労働日が9日以上含まれていることが必要です。) (※)職場風土作りは職場全体の取組

〈個別支援加算(令和2年度新設)〉

●男性労働者の育児休業取得前に個別面談を行う等、育児休業の取得を後押しする取組を実施した場合に支給します。(個別支援は職場風土作りとは別の対象者に対する取組)

(注意) 育児休業等支援コース(育休取得時・職場復帰時) との併給できません。

く育児目的休暇の導入・取得(1事業主1回限り:今年度までの時限的な制度)>

- ●育児目的休暇制度を新たに導入し、就業規則等への規定、労働者への周知を行うこと。
- ●男性労働者が育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りのため、★(下記例参照)に準じた取組を行うこと。
- ●上記の新たに導入した育児目的休暇を、男性労働者が、子の出生前6週間から出生後8週間の期間中に、 合計して8日(中小企業は5日)以上所定労働日に対して取得すること。

★取組の例

- ・男性労働者の育児休業取得に関する管理職や労働者向けの研修を実施する
- ・男性労働者を対象にした育児休業制度の利用を促進するための資料配布等を行う

育児休業等支援コース

I 育休取得時・職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児 休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた<u>中</u> 小企業事業主に支給します。

		关和自我
	A 休業取得時	28.5万円 <36万円>
_	B 職場復帰時	28.5万円 <36万円>
	職場支援加算	19万円<24万円> ※「B職場復帰時」に加算して支給

士经店

※職場復帰時は、育休取得時を受給していない場合申請不可。

※A・Bとも1事業主2人まで支給(雇用期間の定めのない 労働者1人、有期雇用労働者1人)

面談シート

Continue of the Continue of th		社員番号		氏名		※面談が終わったら、上喜と人事・総務店	当者は「本シートのコピー」を保管	いてください。	
政府多定者 報告機	即署:	San Village							
	産休・育休復帰	支援面談シー	ト<休業前>				産体・育体復帰	支援価談シート<休業中・復行	帰後>
上間に妊娠	報告をしたら、休業前ま	での働き方に	ついて上雪と	話し合い	ましょう。	休業終了予	定の1~2か月前になった	こら、今後の働き方について	上旬と話し合いましょう。
質問療道	尼載方法			記載內容		模図申項	記載方法		尼數內容
手を目はいつですか?	目付き記載してください。	14	я в			職職業等の変更地望はありますか	で使の有質と、変更の概念は日付茶記載 してください。	① 860 (14 H	B) 887
	康和体制は、出席予定日を含む42日間収		1911 - 1910			製薬中の保育者 (予定) を飲えて ださい		① 超性保存值 ② 超过外接容值 ②	ଓଡ଼ିଆ କ୍ଷା -ଷର ହେଉପାର
的体験はいつから取得しますか?	間切削です。取得する場合は、取得関他 予定日を記載してください。	#	н п			保存部対局予定の場合、現在の状 有機之てください	8 ほちするものこのをつけてたさい。	① 確定 ② 結果機能得ち ③	第2帝皇四韓は確定 後来定
*の歌得予定はありますか?	設得予定課部を信頼してください。	14	n n		H B	日常的に開発のサポートを受けら まずか?	な出するものこのもつけてください。	仕受けられる(配偶者 / 利・利度 / 3	民間サービス/その他()) 全受けられない
MUNICIPAL DUNCTURE	MINTERNATION COLUMN	※出席後等、放用	が決定してから、中に	8書を開出してく	(18)50)	緊急時に専門のサポートを受けら まずか?	第四するものCOをつけてください。	丁安けられる(配偶者 / 前・網族 / (以続サービス/その他()) 2受けられない
開節で、周囲に記念して思しいこ はありますか?	体接動で何か見になることがあれば記載 してください。					0.000		 育体政場前と同じ働き力をしたい 7 育児時間」(1日2回名々少なくと) 	も3000、子どもが1歳になるまで)を利用したい
Bの引き継ぎスケジュールを狙し いましょう	株室部に、葉焼の液排状状を整理し、上 売に「部に」「いつ」「どうやって」を 相談してください。					動調時間についての希望をお問か ください	供当するものにつをつけてください。 さと話については、希望情報を形成して ください。	 添加人均衡計場を延縮したい [はいつまで客告えていますか?(年 月まで
h-90	Eλ∎			無担当者 記入				一発師を希望する場合。規則はいつま お その他 (まで思るていますか?(年 月まで)
Te	Brost .		A-1		Yes.	所走外・時間外労働に関して配慮 必要ですか?	METEROCOSTATIONAL	100/45/441100	(現 (均24種類、年150種類まで) (3老の株 (
						建新館の各出物出版に難して配金	● 記述が必要な意念は、具体的に定入して	CONTRACTOR CITED DWGGO	WE CONTRACT TO CONTRACT OF TAXABLE
類別日:	2 90	人事・総領担 が進せイン	±807 €	3 1	BATTE	必要ですか?	< E(6).		
						職事業等等の選系内容や登録分裂	■ 展示しの音響があれば記載してくださ		
物の運動からの変更点はあります	を月前になったら、休業中 単的体章の取得問題を定日や間外の予定 開発した。例の問題中と度等すること がありは影響してくごさい。	つや復帰後につ	いて上旬と	をし合いま	しょう。	無理を得るの無路の目が収録分配 どについての機能はありますか? 仕事をする上で、周囲に配慮して しいことはありますか?	 解説上の重要があれば定義してください。 解からをつけてほしいことがあれば記載してください。 	※原則として具体改得特に交付した配	(最近別島のとおりとなります
日の基準からの変更点はおります ?	報が休息の収益問題を企計や商体の予定 開催され、終めの西側と支援すること があれば設備してください。 (本事に会社から連絡する場合の連続兵 を受難してください。)	1. 電影商号: 2. FAX: 3. メールアドレ:		をし合いま	しょう。	仕事をする上で、用品に配慮して	間が収をつけて限しいことがあれば記載してください。	※美術といて音味的微特に交付した即	接通的重加とおりとなります
3の極端からの変更点はおります ?	おお外来の収益問題を記せる時かの予定 開発など、利益の否認はと見ますること がありは記載してくどだり。 (株態なこを社から連絡する場合の連絡を を記載してください。 アカフェルター	1、電話長号: 2、FAX: 3、メールアドレ			しょう。	世事をするとで、周囲に配慮して しいことはありますか? その後、自動に向けてと思く相談 だが、仮えてお考定いことはあり すか?	間かあるつけてほしいことがあれば記載 してください。 こ的音のお子さんの体制画のことなど、 実になることがあれば記載してください。 (も、実施中に関数できなしたあな)。		・接続担当者 配入機
日の運搬からの変更点はあります ?	報が休息の収益問題を企計や商体の予定 開催され、終めの西側と支援すること があれば設備してください。 (本事に会社から連絡する場合の連続兵 を受難してください。)	1、電影報号: 2、FAX: 3、メールアテレ: 4、野様物 (zi:		しょう。	世事をするとで、周囲に配慮して しいことはありますか? その後、自動に向けてと思く相談 だが、仮えてお考定いことはあり すか?	■ 内か名をつけてほしいことがあれば計載 してください。 こち合もおすさんの味噌噌のことださい。 になることがあれば近面してください。 (しし事味がご用数が存むして来るは、 そのたりを印象してください。)		
の極端からの変更点はあります	おお外来の収益問題を記せる時かの予定 開発など、利益の否認はと見ますること がありは記載してくどだり。 (株態なこを社から連絡する場合の連絡を を記載してください。 アカフェルター	1、電影報号: 2、FAX: 3、メールアテレ: 4、野様物 (文: 月~ 月まで) 〒 月~ 月まで) 〒 月~ 月まで) 〒		しよう。	世事をするとで、周囲に配慮して しいことはありますか? その後、自動に向けてと思く相談 だが、仮えてお考定いことはあり すか?	■ 内か名をつけてほしいことがあれば計載 してください。 こち合もおすさんの味噌噌のことださい。 になることがあれば近面してください。 (しし事味がご用数が存むして来るは、 そのたりを印象してください。)	A#	
図の開業からの変更点はあります? ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ②	おお外来の収益問題を記せる時かの予定 開発など、利益の否認はと見ますること がありは記載してくどだり。 (株態なこを社から連絡する場合の連絡を を記載してください。 アカフェルター	1. 福託長号: 2. FAX: 3. メールアドレ 4. 野陸町 (((((((((((((((((((ス: 月~ 月まで) 〒 月~ 月まで) 〒 月~ 月まで) 〒	: 630分、子と: の定め) [Uよう。 Edimic Qaart) 6 可 另~	世事をするとで、用機に配慮して しいことはありますか? その後、信服に向けてと考えて動 だが、最大で動物をいことはあり すか? 上で (株式であり、 (***) (**) (**) (***) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**)	■ 何か気をつけてほしいことがあれば記載 してください。 こち音のおようなの味が適のことなど、 気に含ることがあれば近極してください。 (でし張地はご問むが音をレビ集会は、 その気性を記載してくたさい)	A#	・ 維持和当者 記入機 ウイン
のの機能からの変更点はあります。 たいの地域先を使えてください を使えている「影響板の設置イーツ」をお問題がせください いれますがなください	会が基本の取録問題を定任の根料の予定 開始した。 は他のことはあります。 は、 は、 を は、 を を は、 は、 を は、 は、 を は、 は、 を は、 は、 を は、 は、 を は、 は、 を は、 は、 を は、 は、 を は、 は、 を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		文: 月~ 月まで) 〒 月~ 月まで) 〒 月~ 月まで) 〒 吉万をしたい 1日2回答内少なくと を始続したい(順時	: 630分、子と: の定め) [もが1歳になるまで)を	世事をするとで、用機に配慮して しいことはありますか? その後、自動に向けてとをご問題 だが、最大でお考定いことはあり すか? 上で のことになり あるロー	■ 何か気をつけてほしいことがあれば記載 してください。 こち音のおようなの味が適のことなど、 気に含ることがあれば近極してください。 (でし張地はご問むが音をレビ集会は、 その気性を記載してくたさい)	人事・製造品油料 サイン	・ 維持和当者 記入機 ウイン
四の開発からの展覧点はあります? 中の連絡先を終えてください を付集) を考えている「影響板の試集イーク」をお問かせください の 体質に向けて上地に効果し の は入ておきたいことはあります?	会が基本の取録問題を定任の根料の予定 開始した。 は他のことはあります。 は、 は、 を は、 を を は、 は、 を は、 は、 を は、 は、 を は、 は、 を は、 は、 を は、 は、 を は、 は、 を は、 は、 を は、 は、 を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		ス: 月~ 月まで) 〒 月~ 月まで) 〒 月~ 月まで) 〒 湾乃を一月まで) 〒 湾内で一月まで) 〒 湾内で一月で 湾内で一月で 湾内で一月で 湾内で一月で 湾内で 湾内で 湾内で 湾内で 湾内で 湾内で 湾内で 湾内	: 630分、子と: の定め) [5が(他になるまで) を 割 ガー	世界をするとで、開発に配慮して しいことはありますか? その他、個単に向けて上を心動 だい・伝えておきたいことはあり すか? 上で の の の の の の の の の の の の の	■ 同の名をつけてほしいことがあれば記載 してください。 こち合のおすらみの原語のことなど、 気になることがあれば近面してください。 (でし場は中に開放が育りに改造は、 その処理を印刷してくたさい)	人事 サイン 上型 サイン 上型	・ 維持和当者 記入機 ウイン
日の運搬からの変更者はあります ? ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	会が表すの存前地を安全も特別の手を があれた。 は他など、対心の音楽師とと使すること があれた他してくてもり。 は他をについないが、 を認知してくてもの。 は他をはついないが、 は他をはついないが、 はい、人事・他を思う他のヤかをようにど してください。 を を しているが、 はい、人事・ は他を しているが、 はい、人事・ は他を しているが、 はい、人事・ は他を しているが、 はい、人事・ は他を しているが、 はい、人事・ は、 人事・ は、 人事・ は、 人事・ は、 人事・ と、 し、 し、 し、 し、 し、 し、 し、 し、 し、 し、 し、 し、 し、		ス: 月~ 月まで) 〒 月~ 月まで) 〒 月~ 月まで) 〒 湾乃を一月まで) 〒 湾内で一月まで) 〒 湾内で一月で 湾内で一月で 湾内で一月で 湾内で一月で 湾内で 湾内で 湾内で 湾内で 湾内で 湾内で 湾内で 湾内	: 630分、子ど: 60定め) [6歳後じてほしい	5が(他になるまで) を 割 ガー	世界をするとで、開発に配慮して しいことはありますか? その他、個単に向けて上を心動 だい・伝えておきたいことはあり すか? 上で の の の の の の の の の の の の の	■ 内の名をつけてほしいことがあれば記載してください。 この音をもおさらんの影響のことなど、 に、なることがあれば記載してください。 (人になることがあれば記載してください。) その内容を楽してくたさい。 を入着 ・ はたの状況を告えるとともに、単語・様か、音性の意味としている。 は、音性の意味としている。	人事 サイン 上号 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・維格配当者 配入機 エハサイン まんサイン さんじん おし合いましょう。

育休復帰支援

プラン様式

			計画策定日	: 年	月	
対象從	業員 氏名					
	出産予定日					
予定	産前休業開始日					
	育児休業取得期間					
	出産日					
実績	産前休業開始日					
	育児休業開始日					
	法律で定められた措	置・制度の周知状況	対象従業員に 説明した日	年	月	B
	対象従業員の希望の	確認	初回面談日	年	月	日
育休取得・職場 復帰に関する 確認事項	職場の状況	代替要員の確保が難し ・所定外労働が多い・ ・作業手順等の変更が ・その他(体力を要する仕事			с Б .
	対象従業員の状況	女性従業員 · 男性 専門性の高い職種 ·		者 ・ 有期	契約労働	助者
	取組計	画		取組	状況	
取組期間		取組内容		確	認日	

おもな要件

<A 育休取得時>

- ●育児休業の取得、職場復帰についてプランにより支援する措置を実施する旨を、あらかじめ労働者へ周知すること。
- ●育児に直面した労働者との面談を実施し、面談結果を記録した上で育児の状況や今後の働き方についての希望等を確認のうえ、プランを作成すること。
- ●プランに基づき、対象労働者の育児休業(産前休業から引き続き産後休業及び育児休業をする場合は、産前休業。)の 開始日の前日までに、プランに基づいて業務の引き継ぎを実施し、対象労働者に、連続3か月以上の育児休業(産後 休業の終了後引き続き育児休業をする場合は、産後休業を含む)を取得させること。

〈B 職場復帰時〉

- ※「A:育休取得時」の助成金支給対象となった同一の対象労働者について、以下の全ての取組を行うことが必要です。
- ●対象労働者の育児休業中にプランに基づく措置を実施し、職務や業務の情報・資料の提供を実施すること。
- ●育休取得時にかかる同一の対象労働者に対し、育児休業終了前にその上司又は人事労務担当者が面談を実施し、面談 結果を記録すること。
- ●対象労働者を、面談結果を踏まえ原則として原職等に復帰させ、原職等復帰後も申請日までの間、雇用保険被保険者として6か月以上継続雇用していること。
- ●「職場支援加算」は、代替要員を確保せずに、業務の効率化、周囲の社員により対象労働者の業務をカバーした場合に支給します。(「I 代替要員確保時」との併給はできません。)

Ⅱ 代替要員確保時

育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給します。

		支給額
支約	合対象労働者1人当たり	47.5万円 <60万円>
有	前雇用労働者の場合に加算	9.5万円<12万円>

※1事業主あたり1年度 10 人まで支給。(5年間)

おもな要件

- ●育児休業取得者を、育児休業終了後、原職等に復帰させる旨を就業規則等に規定すること。
- ●対象労働者が3か月以上の育児休業(産後休業の終了後引き続き育児休業をする場合は、産後休業を含む)を取得し、事業主が休業期間中の代替要員を新たに確保すること。
- ●対象労働者を上記規定に基づき原職等に復帰させ、原職等復帰後も申請日までの間、雇用保険被保険者として6か月以上継続雇用していること。

Ⅲ 職場復帰後支援

育児休業から復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、以下の制度導入などの支援に取り組み、利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

	支給額
制度導入時	28.5万円 <36万円>
	A:子の看護休暇制度 1,000円<1,200円>×時間 B:保育サービス費用補助制度 実費の2/3

- ※制度導入については、AまたはBの制度導入時いずれか1回のみの支給。 制度導入のみの申請は不可。
- ※制度利用は、最初の申請日から3年以内5人まで支給。 1事業主当たりのト限は、A:200時間<240時間>、B:20万円<24万円>まで。

おもな要件

- ●育児・介護休業法を上回る「A:子の看護休暇制度(有給、時間単位)」または「B:保育サービス費用補助制度」を 導入していること。
- ●対象労働者が1か月以上の育児休業(産後休業を含む。)から復帰した後6か月以内において、導入した制度の一定の利用実績(A:子の看護休暇制度は10時間以上(有給)の取得またはB:保育サービス費用補助制度は3万円以上の補助)があること。

介護離職防止支援コース

介護支援プランを策定し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰の取組を行い、介護休業を取得した労働者が生じた、または仕事と介護の両立に資する制度(介護両立支援制度)を利用する労働者が生じた<u>中小企</u>業事業主に対して助成金を支給します。

1介護休業

休業取得時:介護支援プランを作成し、プランに基づき介護休業を取得させた場合

職場復帰時:休業取得時と同一の対象介護休業取得者について職場復帰させた場合

2介護両立支援制度:介護支援プランを作成し、プランに基づき介護の短時間制度や介護休 暇制度などの介護と仕事の両立ができる制度を利用させた場合

・支給額、支給人数・回数については以下の表のとおり

		支給額	支給人数/回数
1介護休業	休業取得時	28.5万円(36万円)	1年度5人まで
	職場復帰時	28.5万円(36万円)	1年度5人まで
2 介護両立支援制度		28.5万円(36万円)	1年度5人まで

介護離職防止支援コース【介護休業】

<休業取得時>

- ●介護休業の取得、職場復帰について、プランにより支援する措置を実施する旨を、あらかじめ**労働者へ周知**すること。
- ●介護に直面した労働者との**面談を実施**し、面談結果を記録した上で介護の状況や今後の働き方についての希望等を確認のうえ、**プランを作成**すること。
- ●プランに基づき、業務の引き継ぎを実施し、対象労働者が合計5日(所定労働日)以上 の介護休業を取得すること。

※職場復帰時は、休業取得時を受給していない場合申請不可

<職場復帰時>

- ※休業取得時と同一の対象介護休業取得者であるとともに、休業取得時の要件かつ以下を満たすことが必要です。
- ●「休業取得時」の受給対象である労働者に対し、介護休業終了前にその上司又は人事労務担当者が**面談を実施**し、面談結果を記録すること。
- ●対象労働者を、面談結果を踏まえ**原則として原職等に復帰**させ、原職等復帰後も申請日までの間、雇用保険被保険者として**3か月以上**継続雇用していること。

介護離職防止支援コース【介護両立支援制度】

- ●介護両立支援制度の利用について、プランにより支援する措置を実施する旨を、あらかじめ**労働者へ周知**すること。
- ●介護に直面した労働者との**面談を実施**し、面談結果を記録した上で介護の状況や今後の働き方についての希望等を確認のうえ、**プランを作成**すること。
- ●プランに基づき業務体制の検討を行い、以下のいずれか1つ以上の<u>介護両立支援制度を対象労働者が合計20日以上(*1,2を除く)利用し</u>、支給申請に係る期間の制度利用終了後から申請日までの間、雇用保険被保険者として継続雇用していること。

・所定外労働の制限制度	・介護のための在宅勤務制度
・時差出勤制度	・法を上回る介護休暇制度*1
・深夜業の制限制度	・介護のためのフレックスタイム制度
・短時間勤務制度	・介護サービス費用補助制度*2

★介護支援プランは原則として対象労働者の介護休業開始前または介護両立支援制度利用開始前に作成する必要がありますが、介護休業開始後または介護両立支援制度の利用期間中に作成してもかまいません。 (※介護休業終了後または介護両立支援制度利用終了後に作成された場合は支給対象となりません)

「10時間(有給)」

以上に要件緩和

介護離職防止支援コース【新型コロナウイルス対応特例】

新型コロナウイルス感染症への対応として法定の介護休業と別に**介護のための有給の休暇(所定労働日で20日以上)**を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて**社内に周知**し、当該休暇を**合計5日以上労働者に取得させた中小企業事業主**に支給します。

支給額・支給要件

労働者1人あたり ✓ 1事業主あたり5人まで支給

合計 5 日以上 1 0 日未満 <u>2 0 万円</u> 合計 1 0 日以上 3 5 万円

- *法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度
- *日数については所定労働日ベース
- *支給対象期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日
- * 有給の休暇制度整備及び社内周知は、休暇取得後であっても申請までの実施で可

- ①新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる**介護のための有給 の休暇(所定労働日で20日以上)**を設け、当該制度を含めて仕事と介護 の両立支援制度の内容を**社内に周知**すること。
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により家族の介護のために仕事を休ま ざるを得ない労働者が①の休暇を合計5日(※)以上取得すること ※半日・時間単位での取得も通算可能。



「介護支援プラン」を策定した場合は、既存の介護離職防止支援コースも併給可

再雇用者評価処遇コース(カムバック支援助成金)

妊娠、出産、育児、介護、配偶者の転勤または転居を伴う転職を理由とした退職者について、退職 前の勤務を評価する再雇用制度を周知した上で、再雇用の実績が生じた事業主に支給します。

支給額・支給要件

再雇用人数	中小企業	中小企業以外
1人目	38万円 <48万円>	28.5万円 <36万円>
2~5人目	28.5万円 <36万円>	19万円 <24万円>

※1事業主あたり5人まで支給。 ※継続雇用6か月後・継続雇用1年 後の2回に分けて半額ずつ支給。

- 妊娠、出産、育児、介護、配偶者の転勤または転居を伴う転職を理由とした退職者について、退職前の勤務実績等を評価し、処遇の決定に反映させることを明記した再雇用制度を明文化するとともに、労働者に周知すること。
- ※過去に再雇用制度を設けている場合であっても、要件に沿った制度内容に改正した場合は、改正日以降の再雇用について対象とします。
- 上記制度に基づき、離職後原則1年以上経過している対象者を期間の定めのない雇用契約により採用し、申請日までの間、雇用保険被保険者として6か月以上継続雇用していること。
 - ※当初、有期雇用労働者として再雇用した場合も、期間の定めのない雇用契約として6か月以上継続雇用すれば対象となります。

女性活躍加速化コース

改正女性活躍推進法が施行されます!

★令和4年4月1日より、女性活躍推進のための行動計画の策定や情報公表の義務が、現在の301人以上企業から、常時雇用する労働者が101人以上の事業主まで拡大されます。

対象事業主は、自社の女性の活躍状況について現状分析や課題把握を行った上で、一般事業主行動計画を策定し、管轄の労働局に届け出ることが義務となります。

お早目にご準備をよろしくお願いいたします。 (目標を達成すると助成金の支給対象となります)



* 改正内容、及び行動計画の策定方法の詳細

厚生労働省HP 女性活躍推進法特集ページ

検索

女性活躍加速化コース

中小企業事業主が女性社員の活躍に関する状況把握・課題分析を行った上で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づき、課題解決に相応しい取組目標及び数値目標を盛り込んだ一般事業主行動計画(行動計画)を策定・公表し、取組目標を実施したことにより、数値目標を達成した場合に助成金を支給しています。

- ◇助成額 47.5万円 <60万円> ※〈〉は生産性要件を満たした場合に支給
- *女性活躍推進の取組及び助成金申請の流れ
- (1)女性社員の活躍 の状況把握を行い、 女性の活躍に向け た課題を分析
- (2)課題解決に相応しい数値目標とその達成 に向けた取組目標を盛り込んだ行動計画の策 定・公表・策定届の届出と女性活躍の状況の公 表(公表は、「女性の活躍推進企業データ ベース」★)



(4)<u>取組目標を実施した結果、3</u> <u>年以内に数値目標を達成</u>し、達 成状況を公表(公表先は(2)と 同じ)

⇒助成金の支給 (定額)

◎目標の区分

- ・女性の積極採用に関する目標
- ・女性の積極登用・評価・昇進に関する目標
- ・女性の配置・育成・教育訓練に関する目標
- ・多様なキャリアコースに関する目標
- ・中小企業事業主:常時雇用する労働者が300人以下の
 - 事業主
- ・行動計画の期間:2~5年

- ※数値目標・取組目標は支給要領に定めるものであることが必要です。
- 詳しくはリーフレット「令和2年度両立支援等助成金 (女性活躍加速化コース)をご活用ください!!」 及び支給要領をご覧ください。
- →厚生労働省HP「女性活躍推進特集ページ」からダウンロードできます。

ふくい女性活躍推進企業

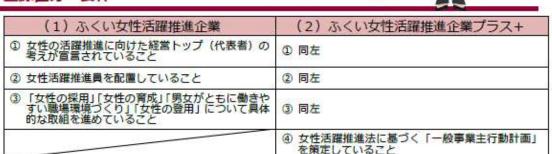
登録企業募集中!

働く女性が半数を超える福井県において、女性が能力に応じ、 責任を担って活躍することは、県全体の活力につながります。 本県では、女性の活躍推進に積極的に取り組む企業を「ふくい 女性活躍推進企業」として登録し、その活動を支援しています。

対 拿

県内に本社または事業所を置くすべての企業・団体

登録区分·要件





登録のメリット

- (1) 県ホームページや県主催合同企業説明会で登録企業をPRします!
- (2) 女性活躍に関する県主催の研修・講座に優先参加できます!
 - ・女性リーダー育成研修「未来きらりプログラム」 ・管理職のための女性人材育成セミナー 等
- (3) 登録企業限定の表彰制度があります!

・ふくいグッドジョブ女性表彰 ・ふくい女性活躍推進企業表彰(仮称)

令和2年度 新設!!

- (4) オリジナルロゴマークを自社の商品や会社案内に使用できます!
- (5)(公財)ふくい女性財団の企業会員になることができます! ※財団が主催する女性の人材育成に役立つ講座・セミナー等の情報をお届けします
- (6) ふくい女性活躍支援センター主催の女性の再就職のための 「企業面接会」に優先参加できます!
- (7) 日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」による 低利融資が利用できます!
- ★以下(8)(9)は『プラス+』登録企業のみのメリットです。
 - (8) 県制度融資「中小企業育成資金」の保証料を全額 補給します!
 - (9) 県が発注する建設工事の入札参加資格審査で加点評価が 受けられます!



問い合わせ先

福井県 地域戦略部 県民活躍課 女性活躍グループ TEL0776-20-0319

各助成金の申請期限

① 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

<育児休業>

1人目 : 育児休業開始から起算して5日(中小企業以外は14日)を経過する日の翌日から2か月以内

2人目以降:5日以上、14日以上、1か月以上(中小企業以外は14日以上、1か月以上、2か月以上)の

育休を経過する日の翌日から2か月以内

<育児目的休暇>

育児目的休暇の合計が5日(中小企業以外は8日)を経過する日の翌日から2か月以内

② 育児休業等支援コース

<育休取得時>

育児休業開始から起算して3か月を経過する日の翌日から2か月以内

<職場復帰時><代替要員確保時><職場復帰後支援>

育児休業終了日の翌日から起算して6か月を経過する日の翌日から2か月以内

③ 介護離職支援防止コース

<休業取得時>

対象となる介護休業取得日数が5日を経過する日の翌日から2か月以内

<職場復帰時>

介護休業終了日の翌日から起算して3か月を経過する日の翌日から2か月以内

<介護両立支援制度>

1. 所定外労働制限制度、時差出勤制度、深夜業制限制度、短時間勤務制度、介護のための在宅勤務制度、介護のためのフレックスタイム制度

上記制度利用実績が合計20日を経過する日の翌日を起算日とし、起算日から1か月間が経過する日の翌日から2か月以内

2. (法を上回る)介護休暇制度、介護サービス費用補助制度

上記制度利用期間が、利用開始後6か月経過する日の翌日を起算日とし、起算日から1か月間が経過する日の翌日から2か月以内

<新型コロナウイルス感染症対応特例>

介護休暇の合計取得日数が、5日もしくは10日を経過する日の翌日から2か月以内 ただし、令和2年6月15日までに5日もしくは10日に達した場合の期限は、一律8月15日

④ 再雇用者評価処遇コース(カムバック支援助成金)

<1回目>

再雇用日から起算して6か月を経過する日の翌日から2か月以内

<2回目>

再雇用日から起算して1年を経過する日の翌日から2か月以内

※有期契約労働者として再雇用した場合は、期間の定めのない雇用契約に転換した日から起算して6か月(1年)を 経過する日の翌日から2か月以内となります。

⑤ 女性活躍加速化コース

取組目標を達成した日の翌日から3年以内に数値目標を達成し、数値目標を達成した日の翌日から起算して2か月以内

申請窓口と手続き概要

★申請窓口:福井労働局 雇用環境・均等室 (0776-22-0221) 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階

★申請に関する情報
交付要網・交付要領 各種様式 記載例(厚生労働省ホームページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba
_kosodate/ryouritsu01/index.html